

資料 2－2－3 広域応援協定

1 原子力災害時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第8条第2項第12号の規定に基づき、北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県（以下「道府県」という。）において、原子力災害（蓋然性を含む。）が発生した場合（以下「緊急時」という。）に、緊急事態応急対策を実施すべき区域を管轄し、応援を要請する必要があると判断した道府県（以下「被災道府県」という。）における原子力防災対策に特有な措置をさらに充実するため、道府県間の応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(応援主管道県等)

第2条 応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、原子力発電関係団体協議会会長道県を応援主管道県とする。

2 前項に定める応援主管道県が被災道府県である場合は、原子力発電関係団体協議会副会長道県を応援主管道県とする。

3 被災道府県は、速やかに応援主管道県に被害状況を連絡し、連絡を受けた応援主管道県は被災道府県の状況を他の道府県に連絡するものとする。

4 応援主管道県は、被災道府県から連絡を受けた場合には、次のとおりを行う。

（1）緊急時における被災道府県との連絡調整

（2）応援を行う道府県（以下「応援道府県」という。）間の調整

（3）その他必要と考えられる事項

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

（1）原子力防災資機材の提供

　ア 緊急時モニタリング資機材

　イ 原子力防災活動資機材

　ウ 緊急時医療資機材

（2）職員の派遣

　ア 緊急時モニタリング関係職員

　イ 緊急時医療関係職員

　ウ その他災害対策関係職員

(応援要請の手続)

第4条 被災道府県は、次に掲げる事項を明確にして、応援主管道県に文書により要請を行う。ただし、文書により要請を行ういとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

（1）災害の発生日時又は発生するおそれがある場合は予測される日時

（2）災害の発生又は発生するおそれのある場所

（3）災害の態様及び規模等又は見込まれる災害の態様及び規模等

（4）所要人数並びに原子力防災資機材の種別及び数量

（5）応援隊の集結場所又は原子力防災活動資機材の受領場所

（6）応援の期間

（7）要請担当者及び連絡先

2 前項の要請を受けた応援主管道県は、前項に定める事項を速やかに他の道府県に連絡するとともに応援道府県及びそれぞれの応援内容を調整のうえ、被災道府県に連絡するものとする。また、応援主管道県は被災道府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行い、応援道府県に連絡するものとする。

3 第1項に定める要請をもって、被災道府県から応援道府県に対してこの協定に基づく応援の要請があつたものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

（1）原子力防災資機材の提供に係る輸送、補充に要する経費は、被災道府県の負担とする。

(2) 応援道府県が被災道府県に派遣する職員及び前条第2項後段において、応援主管道県が被災道府県に派遣する職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費（諸手当及び派遣旅費に限る。）は応援道府県が定める規定により算定した当該応援職員の諸手当の額及び旅費の額の範囲内で被災道府県の負担とする。

(3) その他応援に要する経費は、原則として被災道府県の負担とする。

2 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援道府県の負担とする。

3 応援職員がその責に帰すべき事由以外により業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道府県が、被災道府県への往復の途中において生じたものについては応援道府県が賠償の責めを負う。

4 被災道府県が第1項第1号から第3号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災道府県から要請があった場合には、応援道府県が当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(物資等の携行)

第6条 応援道府県は、応援職員を派遣する場合には、応援職員が使用する物資等を携行させるものとする。

(放射線の防護等)

第7条 被災道府県は応援職員の放射線の防護に十分配慮するとともに、応援活動内容等について、応援主管道県を経由して、応援道府県と十分協議するものとする。

2 応援職員の被ばく管理は、被災道府県が応援道府県と十分協議し、適正に行うものとする。

(参考資料の交換等)

第8条 道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次に掲げる応援活動の実施に必要な参考資料を相互に交換するものとし、毎年5月末日までに原子力発電関係団体協議会会長道府県あて送付するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、変更した道府県から他の道府県あて送付するものとする。

(1) 地域防災計画

(2) 緊急時の連絡窓口及び防災担当者の氏名

(3) 防災関係機関の名称

(4) 原子力防災資機材の保有状況

(5) その他必要と考えられる事項

(その他)

第9条 この協定を締結していない道府県が原子力発電関係団体協議会会長道府県となった場合には、原子力発電関係団体協議会会長道府県を原子力発電関係団体協議会副会長道府県と読み替えるものとする。

2 この協定に定めのない事項については、必要な都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成13年1月31日（締結日）から適用する。

この協定の締結を証するため、本書14通を作成し、各道府県記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年1月31日

北海道知事
青森県知事
宮城県知事
福島県知事
茨城県知事
新潟県知事
石川県知事
福井県知事
静岡県知事
京都府知事
島根県知事
愛媛県知事
佐賀県知事
鹿児島県知事

2 社会福祉施設等の相互支援協定等

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と北海道老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用者数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いいずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道老人福祉施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成26年11月5日

甲 北海道

北海道知事

青木 一祐

乙 北海道老人福祉施設協議会

会長

三瓶 篤

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道老人保健施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用者数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては一般社団法人北海道老人保健施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

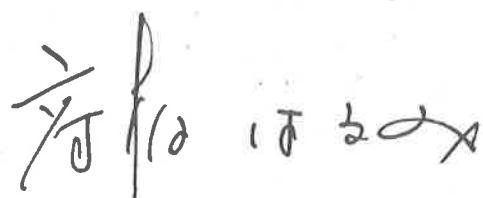
2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成26年11月5日

甲 北海道

北海道知事



乙 一般社団法人北海道老人保健施設協議会

会長



災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と北海道身体障害者福祉施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者（児）の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者（児）を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者（児）の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用者（児）数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用者（児）の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者（児）数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道身体障害者福祉施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成26年11月5日

甲 北海道

北海道知事

乙 北海道身体障害者福祉施設協議会

会長

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道知的障がい福祉協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者（児）の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者（児）を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者（児）の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用者（児）数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用者（児）の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者（児）数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いづれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては一般社団法人北海道知的障がい福祉協会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成26年11月5日

甲 北海道

北海道知事

斎藤 けいじ

乙 一般社団法人北海道知的障がい福祉協会

会長 桜井 文也

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と北海道救護施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
 - (2) 被災施設の利用者の受入れ
 - (3) その他必要と認められる支援
- 2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。
- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
 - (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
 - (2) 受入要請利用者数及び受入要請期間
 - (3) その他必要な事項
- 2 利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。
- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間
 - (2) 必要とする支援の内容
 - (3) 必要とする支援の期間
 - (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道救護施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成27年 5月 5/日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ



乙 北海道救護施設協議会
会長 本田 英孝



災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と北海道児童施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用児の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用児を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用児の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用児数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用児の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用児数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道児童施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成27年5月31日

甲 北海道

北海道知事 高橋 はるみ



乙 北海道児童施設協議会

会長 高橋 一彦



災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と北海道精神障害者社会福祉事業協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

(1) 被災の状況

(2) 受入要請利用者数及び受入要請期間

(3) その他必要な事項

2 利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道精神障害者社会福祉事業協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成27年5月5日

甲 北海道

北海道知事 高橋 はるみ



乙 北海道精神障害者社会福祉事業協議会

会長 佐々木 寛



災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部及び一般社団法人北海道認知症グループホーム協会（以下総称して「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況

- (2) 受入要請利用者数及び受入要請期間

- (3) その他必要な事項

2 利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間

- (2) 必要とする支援の内容

- (3) 必要とする支援の期間

- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

- 2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

- 3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部及び一般社団法人北海道認知症グループホーム協会それぞれの事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成27年 5月5/日

甲 北海道

北海道知事 高橋 はるみ



乙 公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部
会長 走上 好秋



乙 一般社団法人北海道認知症グループホーム協会
会長 宮崎 直人



災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と北海道母子生活支援施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

（1）被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（2）被災施設の利用世帯の受入れ

（3）その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

（1）受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣

（2）その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用世帯の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（1）被災の状況

（2）受入要請利用世帯数及び受入要請期間

（3）その他必要な事項

2 利用世帯の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

（1）被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用世帯数及び受入見込期間

（2）必要とする支援の内容

（3）必要とする支援の期間

（4）その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

- 2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

- 3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めを円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道母子生活支援施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成27年 3月29/日

甲 北海道

北海道知事 高橋 はるみ



乙 北海道母子生活支援施設協議会

会長 本田 英孝



災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目

(趣旨等)

第1条 この細目は、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書(以下「協定書」という。)

第13条の規定に基づき、本協定をより実効性のあるものとするため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 災害対策基本法第2条第1項に規定する「暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波等の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは放射性物質の大量の放出等」の原因により生じた被害で、被災施設だけでは利用者(児)の処遇や施設運営の継続が困難と認められる規模の災害を対象とする。

(支援要請の手続)

第3条 協定書第3条第1項の規定に基づき、利用者(児)の避難を必要とする被災施設が北海道(施設所管課(別紙施設所管課一覧のとおり))に対し行う支援要請は、様式1-1により行うものとする。

2 協定書第3条第2項の規定に基づき、利用者(児)の避難を必要としない被災施設が北海道(施設所管課)に対し行う支援要請は、様式1-2により行うものとする。

3 協定書第3条第2項の規定に基づき、受入施設が北海道(施設所管課)に対し行う支援要請は、様式1-3により行うものとする。

(支援実施の手続)

第4条 前条第1項の要請を受けた北海道が、協定書第4条第2項の規定に基づき、支援施設に対し行う支援要請は、様式2-1により行うものとする。

2 前条第2項の要請を受けた北海道が、協定書第4条第2項の規定に基づき、支援施設に対し行う支援要請は、様式2-2により行うものとする。

3 前条第3項の要請を受けた北海道が、協定書第4条第2項の規定に基づき、支援施設に対し行う支援要請は、様式2-3により行うものとする。

(終了の報告)

第5条 協定書第5条の規定に基づき、支援の終了後、協定書第2条第1項の支援を受けた被災施設は、様式3-1を、また、同条第2項の支援を受けた受入施設は、様式3-2を、北海道(施設所管課)に提出するものとする。

(情報交換等)

第6条 加入施設は、協定書第9条第1項の規定に基づき、毎年度当初に、様式4-1(入所施設用)もしくは、様式4-2(居住系事業所用)を北海道(施設所管課)に提出するものとする。

(事務局名簿)

第7条 協定書第11条の事務局名簿は、別表1のとおりとし、その内容に変更が生じた都度、更新する。

(連絡窓口名簿)

第8条 協定書第12条の連絡窓口名簿は、別表2のとおりとし、その内容に変更が生じた都度、更新する。

附則

この要領は、平成26年11月5日から施行する。

この要領は、平成27年3月30日から施行する。

災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定

北海道(以下「甲」という。)と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合(以下「乙」という。)とは、災害発生時等において、乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の宿泊場所(以下「宿泊施設」という。)を、被災者等の避難場所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

(要請及び協力)

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し乙の組合員が所有する宿泊施設の提供を要請することができるものとする。

- (1) 北海道内に災害が発生し、又は発生するおそれがあることにより、北海道内の市町村から甲に対して要請があった場合
 - (2) その他甲が特に必要と認める場合
- 2 乙は、前項による要請を受けたときは、被災者等に対する支援の必要性を認識し、可能な範囲で宿泊施設の提供について協力するものとする。

(被災者等の範囲)

第2条 被災者等は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)
- (2) 要配慮者の家族
- (3) その他、市町村が必要と認めた者

(生活相談職員等の確保)

第3条 甲の要請により、乙の組合員が提供する宿泊施設において、要配慮者を受け入れる際、生活相談職員(要配慮者に対して、生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者)等、要配慮者を支援する者が必要な場合は、甲は、市町村と連携し、必要な人材の確保及び派遣に努める。

(提供されるサービス)

第4条 乙の組合員が宿泊施設の提供に伴い提供するサービスは、宿泊、入浴及び食事とする。

(要請の方法等)

第5条 甲が乙に対し第1条第1項に規定する要請をするときは、文書により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は、口頭によりこれを行い、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙は、甲から前項の規定により要請があった場合は、乙の組合員への調査を行い、協力可能な宿泊施設名及び数量を甲に文書又は口頭で伝えるものとする。

(受入方法等)

第6条 甲は、乙からの情報に基づき、被災地の市町村(以下「被災市町村」という。)に対し、被災者等の受入先となる宿泊施設の情報を提供するものとする。

- 2 乙への利用申込は、被災市町村が乙の定める方法により行うものとする。

3 被災者等の受入れは、災害の発生状況、被害状況等に応じて被災市町村と乙が連携して行う。

(受入対象期間)

第7条 宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入可能となった日から仮設住宅が整備され、入居が完了する等宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

(借上げ費用)

第8条 この協定に基づく宿泊施設の借上げ費用(サービスの提供料金を含む。以下同じ。)の金額は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

2 借上げ費用は、甲に要請を行った市町村が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用される災害発生時においては、甲又は甲に要請を行った市町村が負担するものとする。

(取消料等損害賠償)

第9条 乙は、甲からの要請後に取消が行われた場合であっても、甲又は市町村に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲と乙は、本協定の締結後速やかに連絡責任者を相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合も同様に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年 1月27日

甲 北海道

北海道知事 高橋 はるみ

乙 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合

理事長 西海 正博